

ゼウスに対する承諾書

1. 本件「レンディング・ワン」のお借入期間中、決済代行会社である株式会社ゼウス（以下「ゼウス」といいます。）がお客さまに提供する各種サービスに係るゼウス所定の各規約（以下、「加盟店規約」といいます。）に基づきゼウスがお客さまに支払う金銭の振込先としてお客さまがゼウスに指定する銀行口座（以下「加盟店振込口座」と総称します。）は、お客さま名義の当社の代表口座円普通預金（以下「当社口座」といいます。）となります。
 - (1) 本件「レンディング・ワン」のお借入時点で、加盟店振込口座が当社口座ではないものがある場合には、かかる当社口座ではない加盟店振込口座の全てを当社口座に変更することについて同意し、かかる変更を行うための手続の実施を、ゼウスに対して依頼します。
 - (2) 本件「レンディング・ワン」のお借入期間中、お客さまが、本件「レンディング・ワン規定」第2条に反して、加盟店振込口座を当社口座から他の金融機関の口座に変更する申し入れを行った場合、かかる事実はゼウスより当社に対して通知され、お客さまはゼウスがかかる通知を行うことについて、承諾します。
2. 本件「レンディング・ワン」のお借入期間中、加盟店規約に定める振込日の変更はできません。お客さまが、本件「レンディング・ワン」規約第2条に反して、振込日の変更する申し入れを行った場合、かかる事実はゼウスより当社に対して通知され、お客さまはゼウスがかかる通知を行うことについて、承諾します。
3. 本件「レンディング・ワン」契約に基づくお客さまの債務の不履行が生じた場合やお客さまが本件「レンディング・ワン」契約に基づく当社に対する債務について期限の利益を喪失した場合には、ゼウスは、お客さまに対する売上金支払いとしてゼウスがお客さまの代わりに当社又は他社から受領した資金を、お客さまに支払うことを留保したうえで、当社の請求により、当該留保した資金をもってお客さまの代わりに、お客さまの当社に対する借入債務の弁済を行います。お客さまは、ゼウスが上記のような支払留保及び借入債務の弁済を行うことについて、承諾します。

以上

(2016年10月1日現在)